

評価性引当金取扱要領

平成27年4月1日制定

[財務部財政課]

1 目的

本要領は、郡山市財務諸表作成基準（以下「基準」という。）に規定する不納欠損引当金及び貸倒引当金（以下これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項を定める。

2 定義

本要領の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、基準の定めるところによる。

(1) 要引当金額

当該会計年度の引当金に計上する金額をいう。

(2) 引当金繰入額

引当金の当期発生額をいう。

(3) 引当金戻入額

引当金の当期戻入額をいう。

(4) 債権

財務諸表作成基準日時点における未収金及び貸付金をいう。

3 要引当金額等の算定主体

(1) 要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定は、評価の対象となる未収金、短期貸付金及び長期貸付金を計上する部局長が行う。

(2) 前項に規定する部局長は、引当金の計上金額及び算定内容、その他引当金に関する事項を財務部長に報告しなければならない。

4 引当金繰入額及び引当金戻入額の計上

引当金繰入額及び引当金戻入額は、基準に規定する行政コスト計算書のそれぞれの引当金繰入額に計上する。

5 要引当金額の算定

要引当金額の算定は、同種の債権ごとに次の方式により算定する。

不納欠損引当金 = 当該年度末の未収金計上額 × 不納欠損実積率 ※円未満切り上げ

$$\text{不納欠損実積率} = \frac{\text{過去3ヶ年度の不納欠損額の合計額}}{\text{過去3ヶ年度の未収金及び不納欠損額の合計額}}$$

※小数点以下第5位を切り上げ

$$\text{貸倒引当金} = \text{当該年度末の貸付金計上額} \times \text{貸倒実積率} \quad \text{※円未満切り上げ}$$

$$\text{貸倒実積率} = \frac{\text{過去3ヶ年度の不納欠損額及び免除額の合計額}}{\text{過去3ヶ年度の未収金及び貸付金額の合計額}}$$

※小数点以下第5位を切り上げ

6 貸倒引当金の流動資産又は固定資産の区分

- (1) 貸倒引当金の要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定は、短期貸付金と長期貸付金を合算した金額により行う。
- (2) 前項の規定により算定した貸倒引当金の要引当金額は、短期貸付金及び長期貸付金の当該年度の残高の比によって、それぞれの貸付金に割り振るものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか引当金の取扱いに関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。